

# 不二速報

発行日 2012年12月25日  
第8号 退職金引き下げ強行実施

静岡： 内線 2790  
E-mail [suu@jade.dti.ne.jp](mailto:suu@jade.dti.ne.jp)  
浜松： 内線 3910  
E-mail [suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp](mailto:suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp)



## 組合との合意もなく、 過半数代表者の意見も聞かず、 退職金の大幅引き下げ、 1月1日強行実施!



12/20 事務折衝報告

### 退職金引き下げという不利益変更に対する合理的説明はこれだけ

大学側の説明：「…、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が平成24年11月16日に国会にて可決され、同年11月26日付けで公布されました。本学では、従前より退職手当の支給につきましては、国家公務員退職手当法に準じた取扱いを実施してきていることから、今回の法改正を受けて「国立大学法人静岡大学教職員退職手当規定」につき、改正を検討しております。

### 「官民格差の是正」というが、国家公務員に比べ給与および退職金が低いことは人事院も文部科学省も認める事実である!

閣議決定をみると、官民格差において15%の引下げを行うというものである。実際に4級や5級で退職する人の退職金が民間とほとんど変わらない水準である。

#### 4. 係長・技術専門職員クラス

一般職(一) 4級70号給 374,200円 勤続年数40年 定年退職

	退職年月日	退職手当額(円)	差額	引下率(%)
現行	(平25.03.31)	23,433,576	—	—
改正後	平25.03.31	22,153,812	▲1,279,764	▲5.46
	平26.03.31	20,874,048	▲2,559,528	▲10.92
	平27.03.31	19,807,578	▲3,625,998	▲15.47

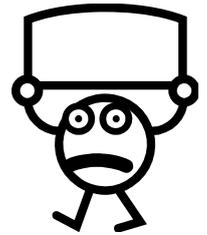
**退職金は長年の労働の対価(賃金の後払い)ですから、ない袖は振れないでは済まされない!**

**国大協を通じて学長が当然支払うべき金額を国に要求すべき!**

12/21付けで伊東幸宏学長は単独で国立大学協会会長宛てに声明文を送付されたと報告があった。

## 組合の反対理由の概略

組合としては、断固反対の主張です。理由は、退職金の不利益変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容」が必要のはずですが、しかし国家公務員に従うという理由は、法人である静岡大学が準拠する必要もなく、かつ国家公務員よりも給与水準が低いことから理由にならないと考えます。また民間との格差という理由についても、静岡大学と民間の間におおきな差があるとは認められません。それに退職金は、本来なら法人化以降私立大のように法人が積み立てて用意すべき資金であったはずであり、そうした移行措置を省略してきた以上、国大協を通じて学長が当然支払うべき金額を国に要求すべきで「国から財源を削られたので仕方ない」では高度な必要性を説明した内容には当てはまらなないと考えます。



## 「教職員退職手当規程の一部を改正する規定」に関する意見書

### 《静岡キャンパス過半数代表（新保）意見書の抜粋》

#### ■意見

今回の提示された「支給水準の見直し」は、非常に大幅なものであり、教職員にとって著しい「不利益変更」となるため反対する。

#### ■事由

- [1] 退職金平均15%切り下げの根拠は、官民格差の解消するためとしているが、民間水準を下回る可能性もあると考えられるため。
- [2] これまで、期末・勤勉手当の支給率引き下げ等、度重なる給与引き下げが続いており、生活設計に大きな影響を及ぼすことから、段階的に引き下げるとしているものの、平成26年7月1日までの15%引き下げというのは、決して段階的とはいえないため。
- [3] 近年の給与等の引き下げなどに伴い、教員の給与はすでに有力な私立大学や研究機関よりも相当量低下している。その上で更なる退職金の削減は、他への教員の転出を確実に促すことになると考えられるため。

### 《浜松キャンパス過半数代表（上田）意見書の抜粋》

震災復興との名目で、教職員の給与が大幅に削減されている現状において、必ずしも震災のためだけに予算が執行されていない。省庁の縦割りにより震災復興予算が有効に活用されていない現状にも何ら改善が見られないまま、人事院勧告にただ従うという大学執行部の姿勢には納得が行きません。

従って、今回の退職金手当引き下げについても、同様な意見です。

退職手当に関する今回の改定について、学長を筆頭とした大学執行部は国大協とも協力して、断固政府に抗議すべきであると思います。

他大学では、何らかの措置により給与削減について緩和策を講じています。

来年度以降の大学運営においても、他大学と強く連携し、本件についても文科省あるいは政府に強い意志を表明して頂きたい。